

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月5日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第2号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

513	468	346	1,581	340	1,921
1,004	1,101	1,270	3,608	180	3,788

を

517	475	353	1,599	351	1,950
1,000	1,094	1,263	3,590	169	3,759

に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。